

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | とりまとめた資料-2 | 以下の記載について、誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 2-4) 初動対応フローの構成の相違 (比較表p 2.1-13~16, 65~68, 第2.1.3図?, 比較表 添付資料2.1.3 等) (新) 2-4) 初動対応フローの構成の相違 (比較表p 2.1-13~16, 65~68, 第2.1.3図, 比較表 添付資料2.1.3 等) | |
| 2 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | とりまとめた資料-3 | 泊3号炉欄の記載について、以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。 (新) ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車を優先して準備する。 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-6 | 非常招集を行った場合の、災害対策要員、災害対策要員(支援)及び災害対策本部要員は、各要員の役割に応じて、異なる場所(「緊急時対策所」, 「中央制御室」, 「現場」のいずれか)とする運用であることが明確になるように記載を適正化した。 (旧) 非常招集を行った場合、災害対策要員、災害対策要員(支援)及び災害対策本部要員は、緊急時対策所、中央制御室又は現場へ移動する。 (新) 非常招集を行った場合、災害対策要員、災害対策要員(支援)及び災害対策本部要員は、各要員の役割に応じて、緊急時対策所、中央制御室又は現場へ移動する。 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-11 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-19 | 泊3号炉欄の以下の記載及び当該箇所に対する相違理由の記載について、色識別を「青」に修正した。(下線部参照) (泊3号炉欄) 以下の(1)項及び(m)項に該当する～ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|--|----|
| 6 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-19 | 相違理由欄の記載について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯と同様に、5つの活動を～ (新) 【女川】記載内容の相違 ・泊は、大飯と同様に、5つの活動を～ | |
| 7 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-12 | 以下のとおり記載表現を修正し、早期に準備が可能な消火設備を明確にした。(下線部参照) (旧) 早期に準備が可能な化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲等による泡消火～ (新) 早期に準備が可能な化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車、又は大規模火災用消防自動車若しくは可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火～ | |
| 8 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-19 | 同上。 また、これに対応する大飯欄及び女川欄の記載の色識別を適正化し、相違理由を記載した。 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-22 | 大飯3/4号炉欄と泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「黒」に修正した。 (大飯3/4号炉欄) 優先順位は以下のとおりである。 (泊3号炉欄) 対応手段は次のとおりとする。 | |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-24 | 大飯3/4号炉欄及び泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正した。 (大飯3/4号炉) 常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。 (泊3号炉欄) 常設設備により注水できない場合は、可搬型設備により使用済燃料ピットへ注水することにより、～ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|------------------------------|--|----|
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 6.0) | 2.1-25 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正するとともに、相違理由を記載した。 (泊3号炉欄) 放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する。 (相違理由欄) 【大飯】【女川】記載表現の相違(伊方3号、玄海3/4号、島根2号と同様。) ・泊は、前ページに記載する使用済燃料ピットへの注水手段、建屋内部からのスプレー手段での記載表現と整合を図り、「燃料体等」と表現する。 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 6.0) | 2.1-30 | 相違理由欄の記載について、以下の誤記を修正した。(下線部参照)(2箇所) (旧) 発電用原子炉への注水 (新) 原子炉容器への注水 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 6.0) | 2.1-31 | 相違理由欄の記載について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) (水消火系を使用した原子炉格納容器へスプレー手順を整備するのは、～ (新) (水消火系を使用した原子炉格納容器内へ の スプレー手順を整備するのは、～ | |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 6.0) | 2.1-22 2.1-207 2.1-209 | 大規模損壊に特化した手順として、化学消防自動車及び可搬型スプレーノズルを用いた使用済燃料ピットへの建屋内部からのスプレーに加えて、建屋外部からのスプレーの手順を整備することとしたから、以下のとおり記載表現を修正した。 (旧) 使用済燃料ピットへの建屋内部からのスプレー (新) 使用済燃料ピットへの建屋内部又は外部からのスプレー | |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 6.0) | 2.1-31 2.1-106 2.1-228 | 同上。 これにより、大飯3/4号との相違ではなくなったため、相違理由を削除した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|---|----|
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-34 | <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉欄及び泊3号炉欄の以下の記載について、色識別を「緑」に修正した。(下線部参照) (女川号炉欄) さらに、<u>運転員及び重大事故等対応要員</u>の役割に応じて付与される力量に加え、～ (泊3号炉欄) さらに、<u>発電所災害対策要員</u>の役割に応じて付与される力量に加え、～ ・また、対応する相違理由の記載について、記載を修正するとともに、色識別を「緑」とした。 (旧) 【女川】多能化を図る要員の相違 ・泊の発電所災害対策要員には消火要員を含むが、状況に応じ、消火以外の事故対応を消火要員が実施することを想定するものである。 (新) 【女川】記載表現の相違 ・泊の発電所災害対策要員には3号炉運転員も含まれているため、女川と実質的な相違はない。 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-39 | 大飯3／4号炉欄、女川2号炉欄、泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「赤」に修正した。 (大飯3／4号炉欄) b. 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、 <u>故意による～</u> (女川2号炉欄) b. 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、 <u>原子炉建屋及び制御建屋～</u> (泊3号炉欄) b. 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、 <u>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から～</u> | |
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-30 | 以下のとおり、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離をとった場所に分散して配備する。 (新) 原子炉建屋、 <u>原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋</u> から100m以上隔離をとった場所に分散して配備する。 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-41 | 同上 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-45 | 「第2.1.1表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価(5/6)」について、第6条(火山)まとめ資料において、降下火砕物の物性値について現時点で想定される値を整理したことから、表中に反映した(「【影響評価に当たっての考慮事項】」の項目内)。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------|--|----|
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-129, 130 | 同上 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-50 | 添付資料2.1.1補足(5)「火山の影響に対する事故シーケンス抽出」における評価結果から、設計基準を超える火山事象に対し発生可能性のある起回事象としては外部電源を特定した。 このため、「第2.1.3表 大規模損壊へ至る可能性のある自然現象(2/2)」の「⑤火山の影響」の「設計基準事故で想定している事故シーケンス」欄へ以下のとおり、反映した。 (旧) ・通常/緊急停止等 ・外部電源喪失 (新) ・外部電源喪失 | |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-135 | 同上 | |
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-58 | 非常招集を行った場合の、災害対策要員、災害対策要員(支援)及び災害対策本部要員は、各要員の役割に応じて、異なる場所(「緊急時対策所」, 「中央制御室」, 「現場」のいずれか)とする運用であることが明確になるように記載を適正化した。 (旧) 非常招集を行った場合、災害対策要員、災害対策要員(支援)及び災害対策本部要員は、緊急時対策所、中央制御室又は現場へ移動する。 (新) 非常招集を行った場合、災害対策要員、災害対策要員(支援)及び災害対策本部要員は、各要員の役割に応じて、緊急時対策所、中央制御室又は現場へ移動する。 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-63 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|--|----|
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-63 | 以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大規模な火災の発生に対しても迅速に対応できるよう可搬型大型送水ポンプ車等の準備を開始する。ただし、外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車、 <u>放水砲等の準備を開始</u> する。 (新) 大規模な火災の発生に対しても迅速に対応できるよう可搬型大型送水ポンプ車の準備を開始する。ただし、外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車を優先して準備する。 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-70 | 同上 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201) | 2.1-66 | 外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車を優先して準備することを、「第2.1.3図 大規模損壊発生時の対応全体概略フロー」に反映した。 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9) | 2.1-240 | 同上 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-72 | 「第2.1.4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧(6/6)」の「燃料補給」の内容について、「燃料タンク(SA)」を追記した。 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-141 | 同上 | |
| 32 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-73 | 泊3号炉欄の以下の記載及び当該箇所に対する相違理由の記載について、色識別を「青」に修正した。(下線部参照) (泊3号炉欄) 以下の(1)項及び(m)項に該当する～ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------|---|----|
| 33 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-73 | 相違理由欄の記載について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯と同様に、5つの活動を～ (新) 【女川】記載内容の相違 ・泊は、大飯と同様に、5つの活動を～ | |
| 34 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-73 | 相違理由欄の記載について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 【大飯】整理方針の相違 ・泊は、技術的能力1.13まとめ資料において、～ (新) 【大飯】記載内容の相違 ・泊は、技術的能力1.13まとめ資料において、～ | |
| 35 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-74 | 泊3号炉欄の記載について、以下のとおり記載表現を修正し、早期に準備が可能な消火設備を明確にした。(下線部参照) (旧) 早期に準備が可能な化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲等による泡消火～ (新) 早期に準備が可能な化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車、又は大規模火災用消防自動車若しくは可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火～ | |
| 36 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-73 | 同上 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-78 | 大飯3/4号炉欄及び泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正した。 (大飯3/4号炉) 常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。 (泊3号炉欄) 常設設備により注水できない場合は、可搬型設備により使用済燃料ピットへ注水することにより、～ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 38 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-79 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正するとともに、相違理由を記載した。 (泊3号炉欄) 放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する。 (相違理由欄) 【大飯】【女川】記載表現の相違(伊方3号、玄海3/4号と同様。) ・泊は、前ページに記載する使用済燃料ピットへの注水手段、建屋内部からのスプレー手段での記載表現と整合を図り、「燃料体等」と表現する。 (2.1.1.1(3)c.(a)ニ項(2.1-25ページ)との整合) | |
| 39 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-134 | 泊3号炉欄の記載について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、～ (新) また、炉心の著しい損傷が発生した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、～ | |
| 40 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-88 | 同上 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-105 | 相違理由欄の記載について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (2箇所) (旧) 発電用原子炉への注水～ (新) 原子炉容器への注水～ | |
| 42 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-105 | 相違理由欄の記載について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器へスプレー手順を整備するのは、～ (新) 原子炉格納容器内へ の スプレー手順を整備するのは、～ | |
| 43 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-107 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「赤」に修正した。 (泊3号炉欄) ・代替所内電気設備又は大規模損壊対応用電気設備により原子炉格納容器破損を防止するための設備へ給電する手順 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-108 | 相違理由欄の記載について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 【女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 45 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-109, 110 | 相違理由欄の記載について、記載を修正するとともに、色識別を「緑」とした。 (旧) 【女川】多能化を図る要員の相違 ・泊の発電所災害対策要員には消火要員を含むが、状況に応じ、消火以外の事故対応を消火要員が実施することを想定するものである。 (新) 【女川】記載表現の相違 泊の発電所災害対策要員には3号炉運転員も含まれているため、女川と実質的な相違はない。 | |
| 46 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-115 | 女川2号炉欄の記載について、下線部の色識別を「黒」に修正した。 (女川2号炉欄) 発電所対策本部の指揮命令系統の下、放水砲等の対応を行う要員を消火活動に従事させる。 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 2.1-221 | 以下のとおり、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (新) 原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。 | |
| 48 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 2.1-121 | 同上 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 第2.1.5表～第2.1.17表の各表 (ただし、第2.1.8表と第2.1.15表を除く。) (2.1-84～2.1-204) | 第2.1.5表～第2.1.17表 「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」について、技術的能力1.2～1.14 (1.5, 1.12を除く。)の審査進捗の反映を行った。 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 第2.1.5表～第2.1.17表の各表 (ただし、第2.1.8表と第2.1.15表を除く。) (2.1-143～2.1-227) | 同上 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.1-3 | 相違理由欄の記載について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) (なお、泊の第6条まとめでは文献より人為事象23事象を (新) (なお、泊の第6条まとめ資料では文献より人為事象23事象を | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------|---|----|
| 52 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.1-43 | 女川2号炉欄の記載について、下線部の色識別を「黒」に修正した。 (女川2号炉欄) 積雪事象により非常用ディーゼル発電機等の給気口、吸気口が閉塞した場合には、(3)にて選定したシナリオが～ | |
| 53 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.1-51 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正した。 (泊3号炉欄) ・原子炉建屋 原子炉建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している燃料取替用水ピットが～ | |
| 54 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.1-51 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正した。 (泊3号炉欄) 原子炉建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している原子炉補機冷却水サージタンクが～ | |
| 55 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.1-16, 52 | ・第6条(その他外部事象)まとめ資料において、地滑りに対する個別評価を整理したことから、その内容を踏まえた上で、地滑りの影響度評価を行った。泊発電所の敷地内において、地滑りが発生する可能性はあるが、安全上重要な設備とは十分な離隔距離を有しており、プラントの安全性が損なわれるような影響は発生しないことから、地滑りから事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はないと判断し、「第3表 自然現象の評価結果(11/11)」に反映した。 (なお、泊と同様の判断をしている先行プラントとして島根2号炉があることから、記載表現は島根の審査実績を踏まえたものとした。) ・また、上記評価結果を踏まえ、「補足(7)自然現象の重畳に対する事故シーケンス抽出」において、地滑りは「単独事象での評価において設備等への影響がない(又は、非常に小さい)と判断した事象で、他の事象との重畳を考慮しても明らかに設備等への影響がないと判断した事象」として分類し、重畳評価について考慮不要と判断し、当該資料に反映した。 | |
| 56 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.1-15, 64 | 同上。 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.1-10, 44, 46, 47 | 添付資料2.1.1補足(5)「火山の影響に対する事故シーケンス抽出」のうち、損傷・機能喪失モード「②降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞」について、第6条(火山)まとめ資料で整理した内容を踏まえて、「(3)起因事象となり得るシナリオの選定」と「(4)起因事象の特定」を行い、当該損傷・機能喪失モードで想定されたシナリオは、起因事象として特定不要として、評価を見直した。 (「2.事故シーケンスの特定」にて特定していた「手動停止」の発生はないと判断し、記載を削除した。) (なお、泊と同様の判断をしている先行プラントとして島根2号があることから、記載表現は島根の審査実績を踏まえたものとした。) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------------------|---|----|
| 58 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.1-9, 53, 56, 57 | 同上。 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-4 | 外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車を優先して準備することを、「(3) 対応の全体フロー概略(大型航空機の衝突の場合)」に反映した。 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-5 | 同上 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-11 | 「プラント状態確認チェックシート(3/9)」について、以下の項目の名称を修正した。(下線部参照) (旧) <u>可搬型代替電源接続盤(西)</u> <u>可搬型代替電源接続盤(東)</u> <u>可搬型直流電源接続盤(西)</u> <u>可搬型直流電源接続盤(東)</u> (新) △可搬型代替電源接続盤 B可搬型代替電源接続盤 可搬型直流電源接続盤1 可搬型直流電源接続盤2 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-17 | 同上 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-11 | 「プラント状態確認チェックシート(3/9)」について、以下の項目を追加した。(下線部参照) (番号)(項目) 6-11 使用済燃料ピット冷却用注水配管接続口 6-12 燃料油移送配管屋外接続口 8-14 可搬型大型送水ポンプ車代替原子炉補機冷却冷却水ライン接続口 8-15 3V-DG-333接続口 8-16 燃料油移送配管屋内接続口 8-17 可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口 8-18 可搬型大容量海水送水ポンプ車B母管接続口 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------|---|----|
| 64 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-17 | 同上 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-12 | 「プラント状態確認チェックシート(4/9)」について、以下の項目の名称を修正した。(下線部参照) (旧) 後備蓄電池 (新) <u>A</u> -後備蓄電池 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-18 | 同上 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-12 | 「プラント状態確認チェックシート(4/9)」について、以下の項目を追加した。(下線部参照) (番号)(項目) 9-18 B-後備蓄電池 | |
| 68 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-18 | 同上 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-13 | 「プラント状態確認チェックシート(5/9)」について、表中の番号が連番となっていなかったため連番に修正した。(下線部参照) (旧) (番号) 10-(1)-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, <u>12</u> ~38 (新) (番号) 10-(1)-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, <u>8</u> ~33 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-19 | 同上 | |
| 71 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-14 | 「プラント状態確認チェックシート(6/9)」について、表中の番号が連番となっていなかったため連番に修正した。(下線部参照) (旧) (番号) 10-(3)-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, <u>14</u> , <u>15</u> , <u>16</u> , <u>17</u> (新) (番号) 10-(3)-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, <u>13</u> , <u>14</u> , <u>15</u> , <u>16</u> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------|--|----|
| 72 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-20 | 同上 | |
| 73 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.3-15 | 「プラント状態確認チェックシート(7/9)」について、以下の項目を追加した。(下線部参照) また、追加に伴い以降の付番を繰り下げた。 (番号)(項目) 10-(5)-7 燃料タンク (SA) | |
| 74 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.3-21 | 同上 | |
| 75 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-3~9 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(2/8)~(8/8)」のうち、「主要な使用設備(保管場所、仕様等)」欄の保管場所の高さに「T.P.」を追記した。(一例を以下に示す。修正箇所は下線部参照) (旧) R/B 33.1m (新) R/B <u>T.P.</u> 33.1m | |
| 76 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-3~9 | 同上 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-2 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(1/8)」のうち「・火災消火⑤」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・航空機衝突による大規模火災時に対応する手順 (新) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順 | |
| 78 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-2 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------|---|----|
| 79 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-3 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(2/8)」のうち「・C/V外部スプレイ」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順 (新) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順 | |
| 80 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-3 | 同上 | |
| 81 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-3 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(2/8)」のうち「・海洋拡散抑制」について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・放射性物質吸着材(T.P.51m) (新) ・放射性物質吸着剤(T.P.51m) | |
| 82 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-3 | 同上 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)」のうち「・SFPへの注水①」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ・消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順 (新) ・消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の手順 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 同上 | |
| 85 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)」のうち「・SFPへのスプレイ①」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイのための手順 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイの手順 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-----------|---|----|
| 86 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 同上 | |
| 87 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)」のうち「・SFPへのスプレイ③」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順書 (新) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順 | |
| 88 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 同上 | |
| 89 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 以下の設備名称の変更を反映した。 (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計 | |
| 90 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-5 | 同上 | |
| 91 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-7 | 以下の記載のうち、下線部の文字色を「黒」に修正した。 第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧 (6/8) | |
| 92 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-8 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(7/8)」のうち「・電源確保⑥」について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・大規模損壊用所内電気設備による給電の手順 (新) ・大規模損壊対応用電気設備による給電の手順 | |
| 93 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-8 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|------------|---|----|
| 94 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-8 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(7/8)」のうち「・電源確保⑨」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ・可搬型直流電源設備による給電の手順 (新) ・可搬型代替直流電源設備による給電の手順 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-8 | 同上 | |
| 96 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.4-9 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(8/8)」のうち「・給油」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ・燃料油移送ポンプ(T.P.6.2m) (新) ・燃料油移送ポンプ(DG/B.T.P.6.2m) | |
| 97 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-9 | 同上 | |
| 98 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-10 | 女川2号炉欄の記載について、下線部の色識別を「黒」に修正した。 (女川2号炉欄) 第1図 QMS文書体系上の手順書の位置づけ | |
| 99 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.4-10 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「緑」に修正した。 (泊3号炉欄) 第1図 品質マネジメントシステム文書体系図(大規模損壊発生時に係る文書) | |
| 100 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.6-1 | 新たに化学消防自動車を用いた建屋外部スプレイを行う手順を整備することから、泊3号炉欄の記載について、以下のとおり記載を修正するとともに、相違箇所としていた大飯欄の色識別を「黒」とし、相違理由を削除した。 (泊3号炉欄) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いた建屋外部からのスプレイを行う。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車又は化学消防自動車を用いた建屋外部からのスプレイを行う。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|----------------|---|----|
| 101 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.6-2 | 同上 | |
| 102 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.6-10, 11 | 相違理由欄の記載について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) すべてB-SUS製ラック用いられている。 (新) すべてB-SUS製ラックが用いられている。 | |
| 103 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.7-1 | 泊3号炉欄の記載について、以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ただし、外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲等の準備を開始する。 (新) ただし、外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車を優先して準備する。 | |
| 104 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.7-1 | 同上 | |
| 105 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.7-2 | 泊3号炉欄の記載について、下線部の色識別を「黒」に修正した。 (泊3号炉欄) c. 放水砲の設置位置と原子炉格納容器又は使用済燃料ピットへの放水可能性 | |
| 106 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-2~8 | 「外部事象に対する対応操作の適合性について」のうち、「主要な使用設備(保管場所、仕様等)」欄の保管場所の高さに「T.P.」を追記した。(一例を以下に示す。修正箇所は下線部参照) (旧) R/B 33.1m (新) R/B T.P.33.1m | |
| 107 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-2~8 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|-----------|---|----|
| 108 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-1 | 「外部事象に対する対応操作の適合性について」のうち「・火災消火⑤」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・航空機衝突による大規模火災時に対応する手順 (新) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順 | |
| 109 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-1 | 同上 | |
| 110 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-2 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(2/8)」のうち「・C/V外部スプレイ」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順 (新) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順 | |
| 111 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-2 | 同上 | |
| 112 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-3 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(2/8)」のうち「・海洋拡散抑制」について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・放射性物質吸着材(T.P.51m) (新) ・放射性物質吸着剤(T.P.51m) | |
| 113 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-2 | 同上 | |
| 114 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-4 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)」のうち「・SFPへの注水①」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ・消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順 (新) ・消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の手順 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|-----------|---|----|
| 115 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-6 | 同上 | |
| 116 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-4 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)」のうち「・SFPへのスプレィ①」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレィのための手順 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレィの手順 | |
| 117 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-6 | 同上 | |
| 118 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-4 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)」のうち「・SFPへのスプレィ③」について、以下のとおり誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順書 (新) ・放水砲による放射性物質の拡散を抑制するための手順 | |
| 119 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-6 | 同上 | |
| 120 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-4 | 以下の設備名称の変更を反映した。 (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計 | |
| 121 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-6 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|------------|---|----|
| 122 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-7 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(7/8)」のうち「・電源確保⑥」について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ・大規模損壊用所内電気設備による給電の手順 (新) ・大規模損壊 <u>対</u> 応用電気設備による給電の手順 | |
| 123 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-11 | 同上 | |
| 124 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-7 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(7/8)」のうち「・電源確保⑨」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ・可搬型直流電源設備による給電の手順 (新) ・可搬型代替直流電源設備による給電の手順 | |
| 125 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-11 | 同上 | |
| 126 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-8 | 「第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(8/8)」のうち「・給油」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) ・燃料油移送ポンプ(T.P.6.2m) (新) ・燃料油移送ポンプ(DG/B.T.P.6.2m) | |
| 127 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-12 | 同上 | |
| 128 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-10 | 「第1図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント管」の図中に、デブリガードを明記し、記載の充実を図った。 | |
| 129 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-17 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|------------|---|----|
| 130 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.6.0) | 添付2.1.8-10 | 「第1図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント管」について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) A 1, A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 B 1, B 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (新) A 1, A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管 B 1, B 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管 | |
| 131 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.8-17 | 同上 | |
| 132 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.6.0) | 添付2.1.11-4 | 相違理由欄の記載について、記載を修正するとともに、色識別を「緑」とした。 (旧) 【女川】多能化を図る要員の相違 ・泊の発電所災害対策要員には消火要員を含むが、状況に応じ、消火以外の事故対応を消火要員が実施することを想定するものである。 (新) 【女川】記載表現の相違 泊の発電所災害対策要員には3号炉運転員も含まれているため、女川と実質的な相違はない。 | |